

国民年金

納めて安心 国民年金

3つのサポートで安心

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気や怪我による障害や、夫に先立たれた場合にも生活を保障しますので生涯にわたって安心です。

■老齢基礎年金

65歳から生涯にわたって受けられる年金です。

▼年額 79万7千円（満額の場合）

■障害基礎年金

障害を負った場合に受けられる年金です。（障害の程度で1級、2級に分けられます）

▼年額

- 1級 99万6千300円
- 2級 79万7千円

■遺族基礎年金

夫に先立たれた場合に受けられる年金です。

▼年額

- 妻・子（1人）の場合 102万6千300円
- 子（1人）のみの場合 79万7千円

*各基礎年金は、一定の納付要件を満たしていないと受けられません。

*国民年金のみに加している人（第1号被保険者）には、寡婦年金・死亡一時金・付加年金があります。

保険料の納め方は2種類

国民年金の保険料を納める方法は2種類あります。

- ① 金融機関、郵便局の預貯金口座から口座振替する方法
- ② 社会保険庁（社会保険事務所）から送られる「国民年金保険料納付案内書」により、金融機関・郵便局の窓口で納める方法

■便利な口座振替を

社会保険事務所では、便利・確実・簡単で「納め忘れ」のない口座振替のご利用をお勧めしています。希望される方は金融機関・郵便局・役場・住民福祉課国民年金係の窓口で、手続してください。

（国民年金保険料納付案内書、または年金手帳・口座届出印・預貯金通帳をご持参ください）

＜口座振替3つのメリット＞

- 便利** 毎月金融機関・郵便局の窓口まで納めに行く必要がないので手間が省けます。
- 確実** 指定した預貯金口座から引き落とされますので確実に納められます。
- 簡単** 金融機関・郵便局の窓口で簡単に手続きできます。

保険料は納期限までに

納期限を守って

国民年金保険料は翌月の末日が納期限となっています。保険料に納め忘れがあると、65歳から生涯にわたって受けられる「老齢基礎年金」や病気や怪我で障害が残った場合に受けられる「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。保険料は納期限までに必ず納めましょう。

納付案内にご理解を

社会保険事務所では、皆さんの年金を受ける権利を確保するため納め忘れがある方に対して、社会保険事務所職員や国民年金推進員がご自宅にお伺いして納付に関するご説明を行っていますので、ご理解を宜しくお願ひします。



＜希 望＞

新しいまちづくりを共に考える役場職員グループ

“やらざネット”が設置されました。

“やらざネット”って何？

役場職員間や住民の皆様との連携を今まで以上に密にし、「住民との協働による新しいまちづくり」に必要な様々な情報やアイデアを収集し、まちづくりのための提案に対し提言や助言をしたり、一緒に考えたりすることを目的に、役場職員15名（女性5名含む）で構成された「プロジェクトチーム」です。

平成16年5月10日に設置され、今後、適宜会議を行います。

尚、会議の様子は、「新まち通信」でお伝えする予定です。

“なぜ やらざ”なの？

地域を見直し、再発見する意味で「意気込み」「やる気」の意味がある「やらざ」という方言を使いました。

▼問い合わせ

総務課新しいまちづくり係
 ☎ 62-9328 (有) 9328
 FAX 62-4481
 e-mail: soumu@town.fujinagano.jp

国民年金に関するお問い合わせは
 住民福祉課国民年金係まで
 ☎ 62-9111 (有) 9111